

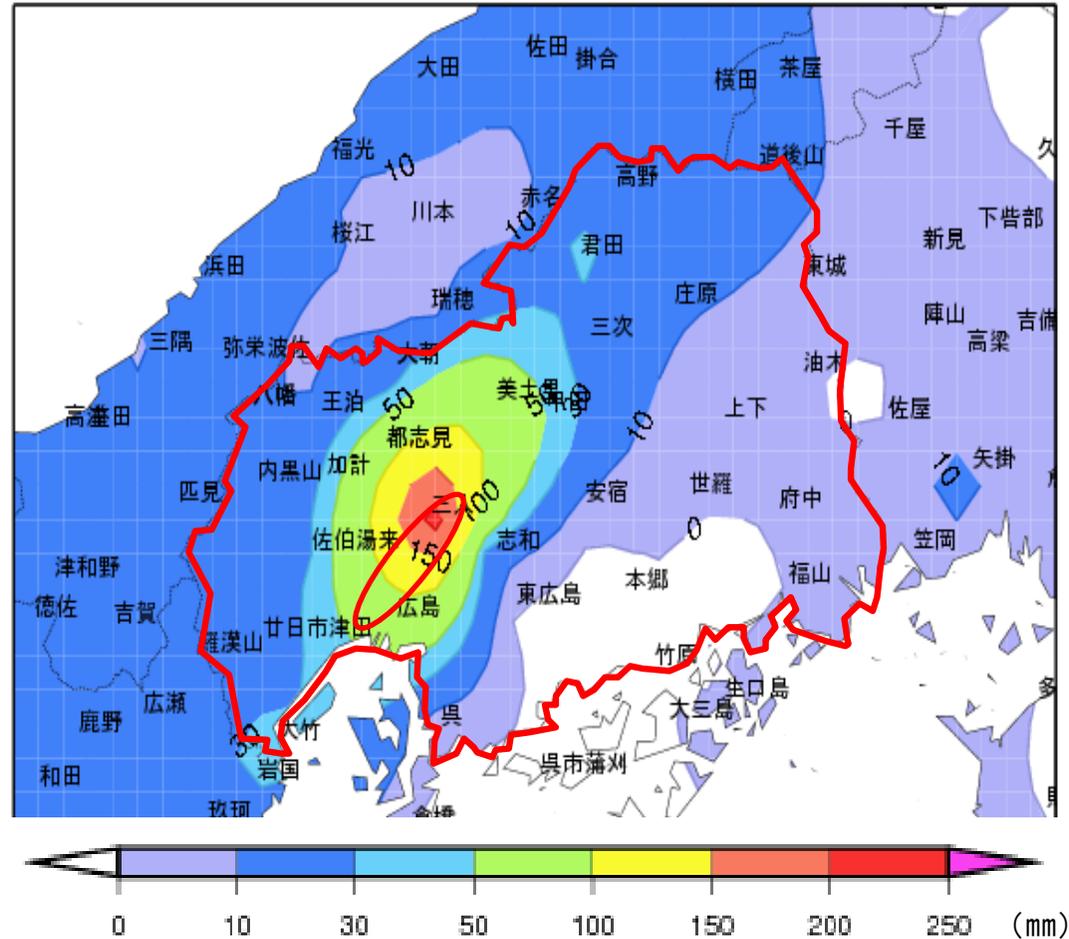
平成26年8月20日に発生した 広島市土砂災害の概要



平成26年12月4日
内閣府(防災担当)

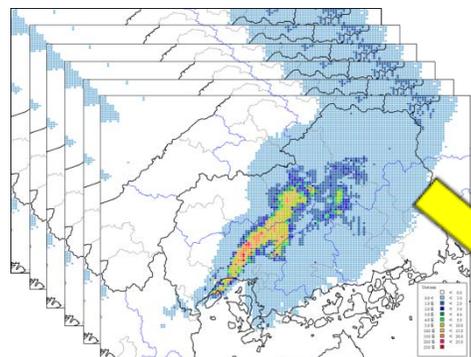
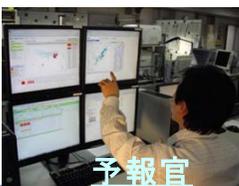
平成26年8月20日の広島県の大雨

●8日19日11時～20日9時までのアメダス期間降水量

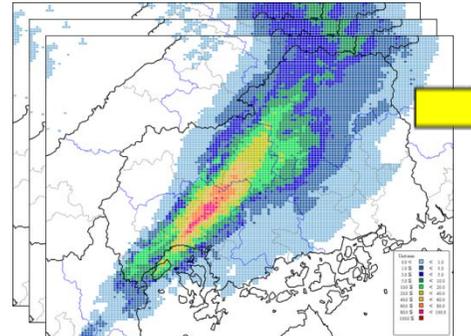


※気象庁の資料を基に内閣府が作成

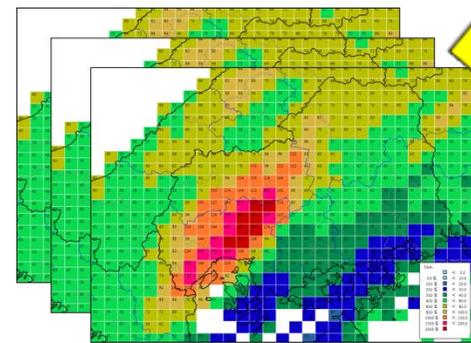
実況の監視
 予測資料の分析
 都道府県と調整
 情報作成・発表



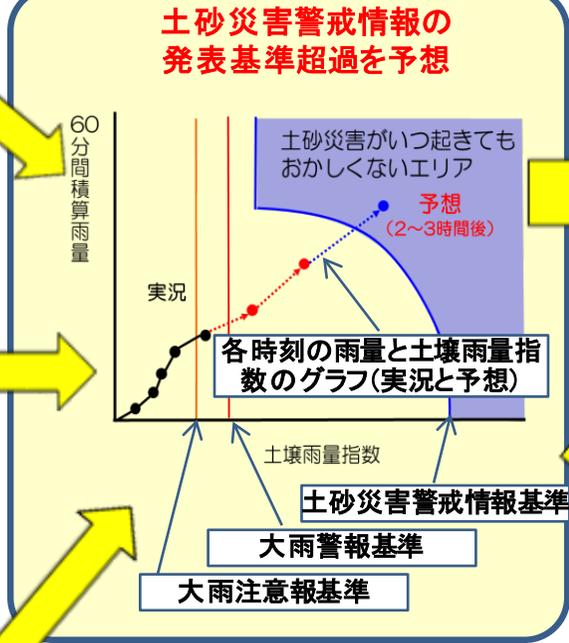
降水ナウキャスト
 (1時間先までの予想)



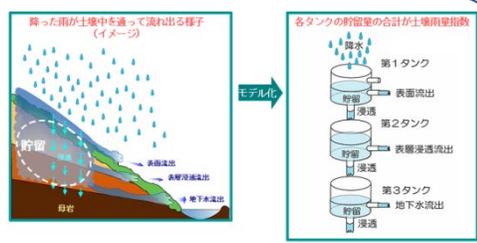
降水短時間予報
 (1時間先から3時間先までの予想)



土壌雨量指数
 (雨による土壌水分量に相当)



土砂災害警戒情報は都道府県と気象台が共同して発表します。



タンクモデルにより算出

基準超過を予想した時点で発表

広島県土砂災害警戒情報 第1号

平成26年8月20日 1時15分
 広島県 広島地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
 広島市* 日田市*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

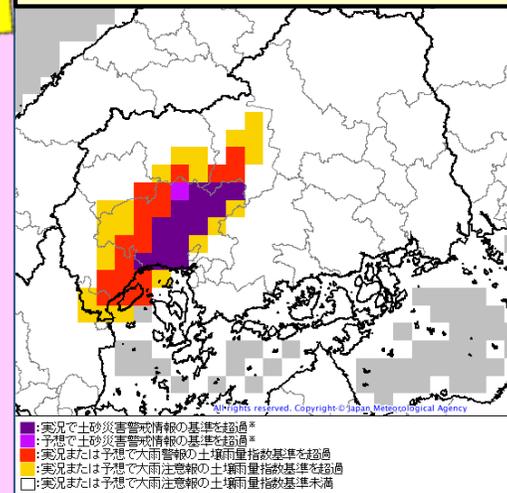
【警戒文】

<概況>
 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
 <とるべき措置>
 崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早目の避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告等の情報に注意してください。
 <補足情報>
 危険度の分布は、インターネットで確認できます。(「広島県土砂災害危険度情報」、
 「気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報」)

警戒対象地域

土砂災害警戒情報
 (避難勧告の発令の判断材料)

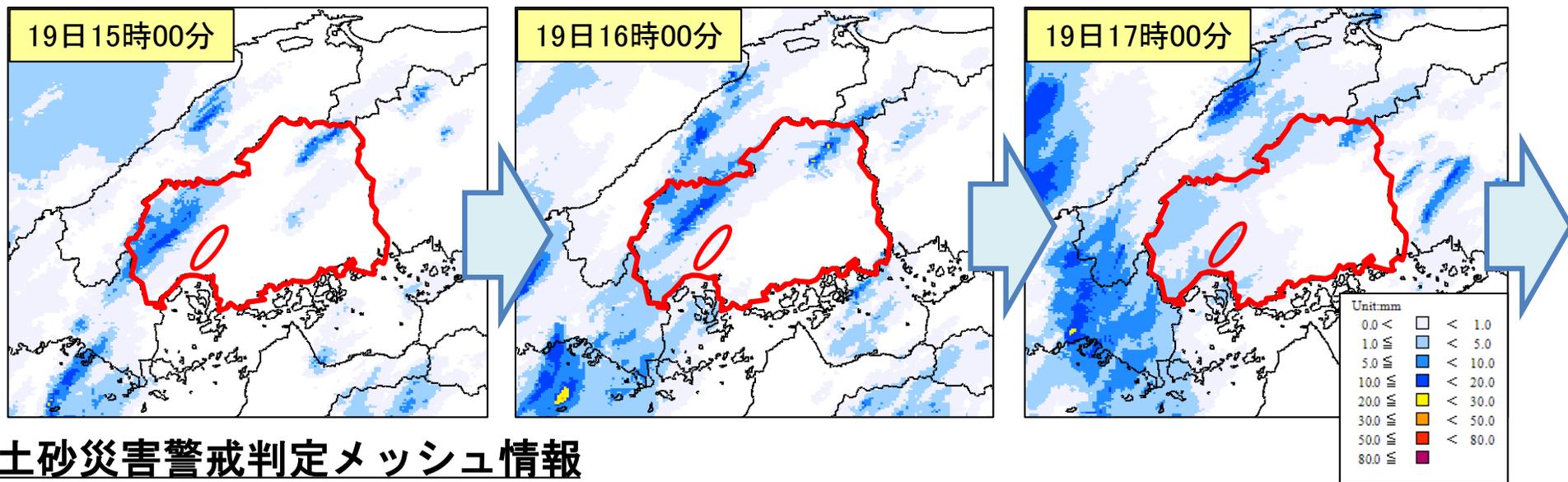
10分ごとに更新



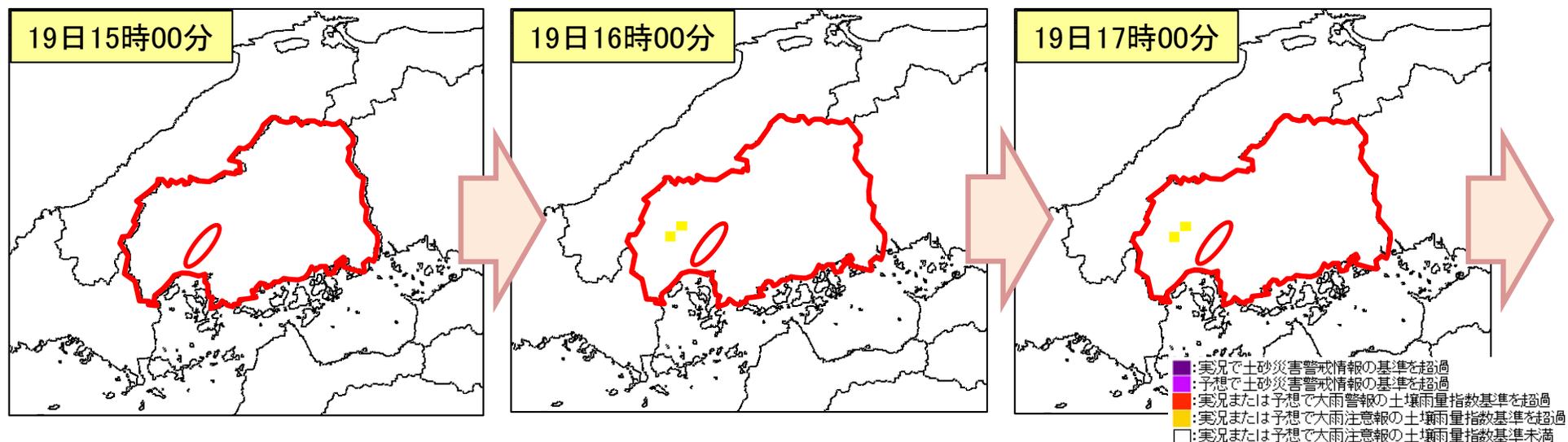
土砂災害警戒判定メッシュ情報
 (避難勧告等の対象区域の判断材料)

平成26年8月20日の広島県の大雨

解析雨量画像



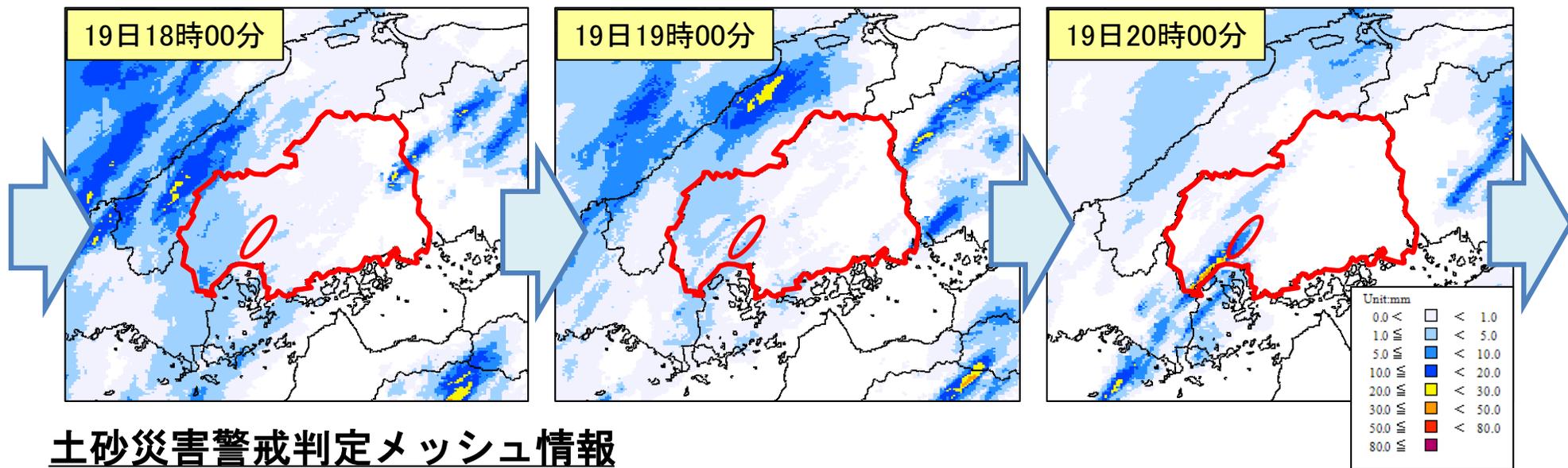
土砂災害警戒判定メッシュ情報



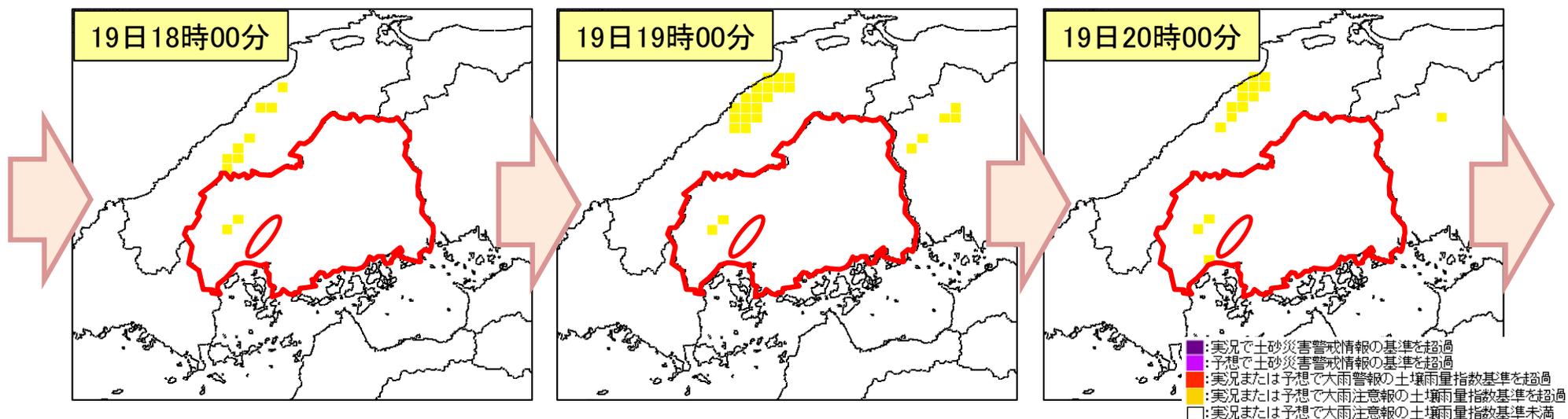
※気象庁の資料を基に内閣府が作成

平成26年8月20日の広島県の大雨

解析雨量画像



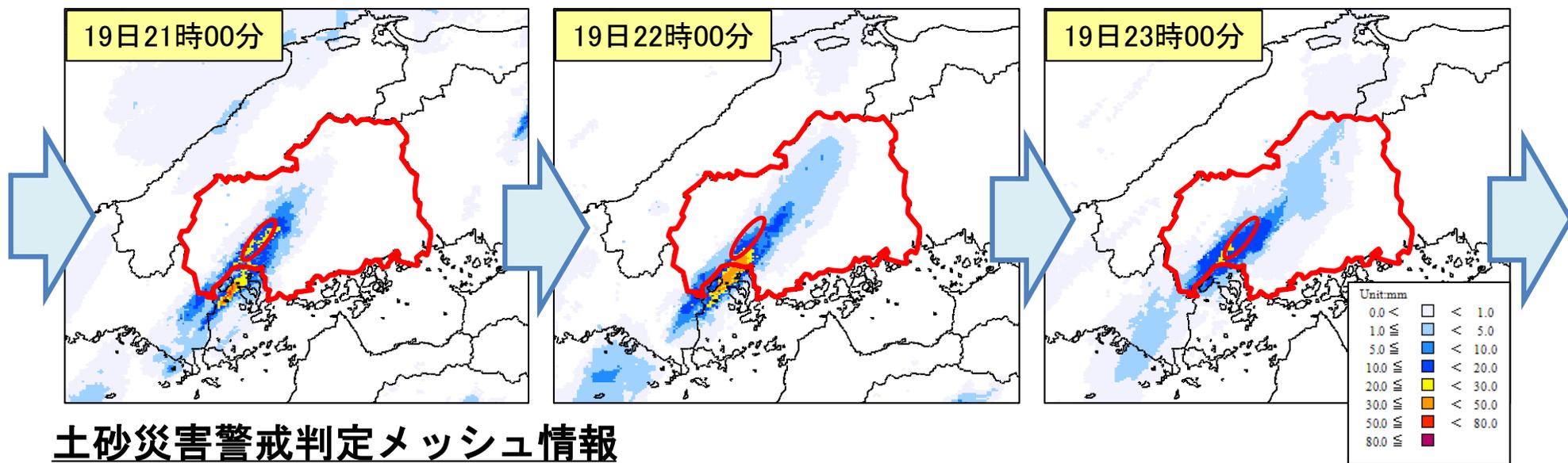
土砂災害警戒判定メッシュ情報



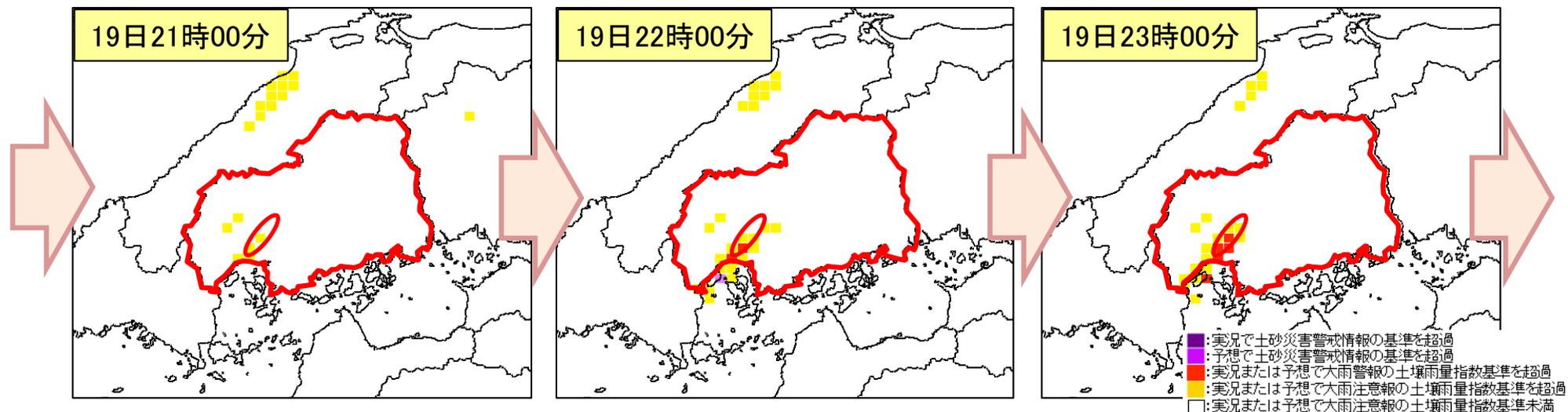
※気象庁の資料を基に内閣府が作成

平成26年8月20日の広島県の大雨

解析雨量画像



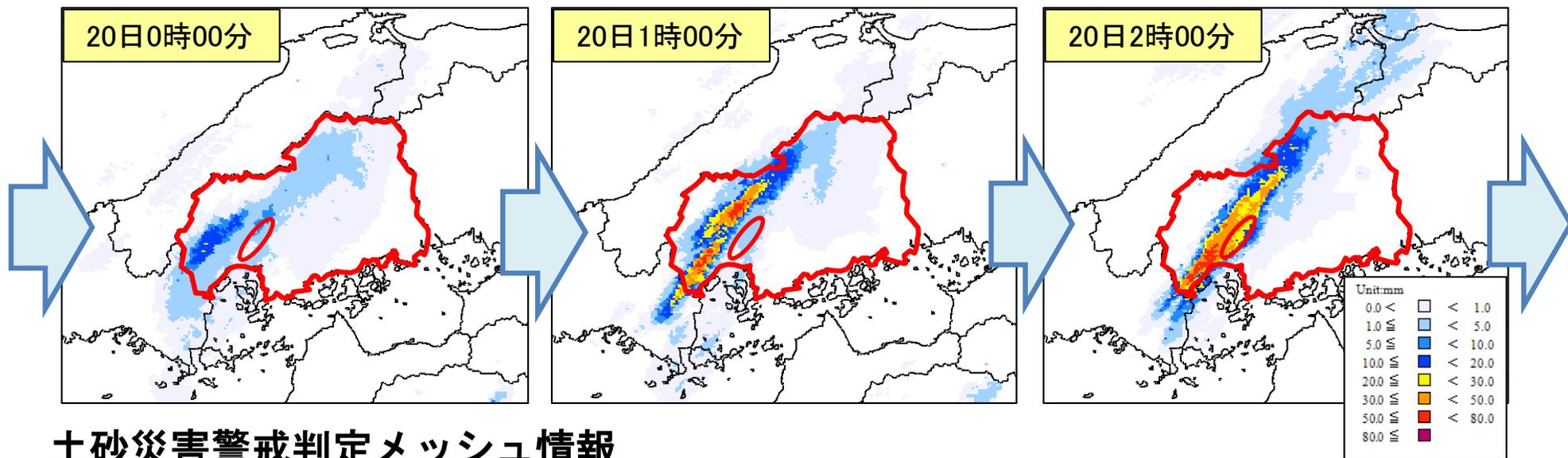
土砂災害警戒判定メッシュ情報



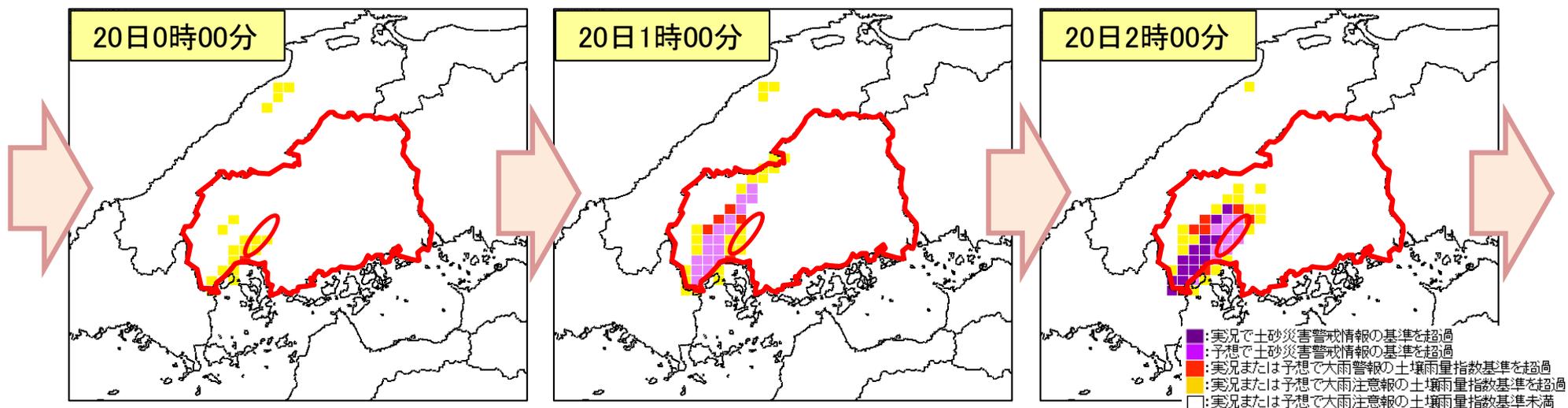
※気象庁の資料を基に内閣府が作成

平成26年8月20日の広島県の大雨

解析雨量画像



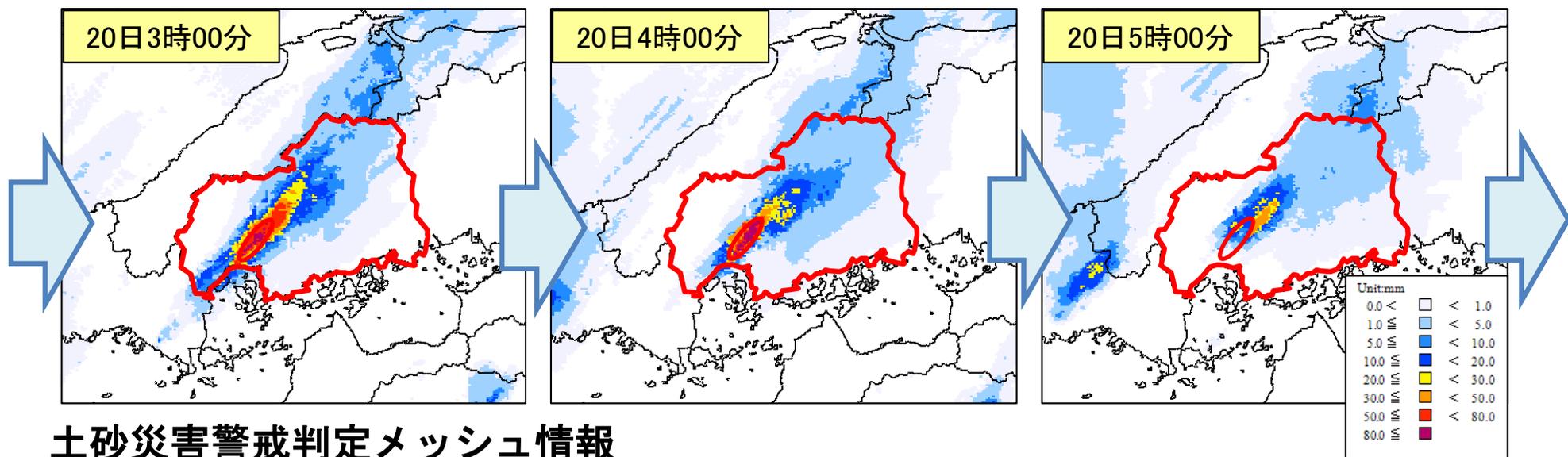
土砂災害警戒判定メッシュ情報



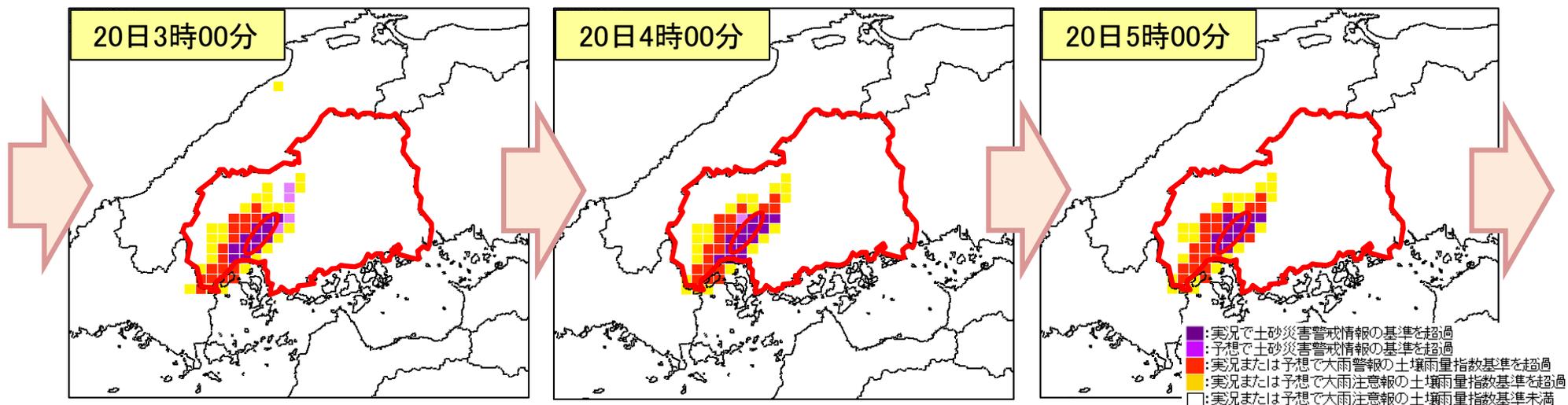
※気象庁の資料を基に内閣府が作成

平成26年8月20日の広島県の大雨

解析雨量画像



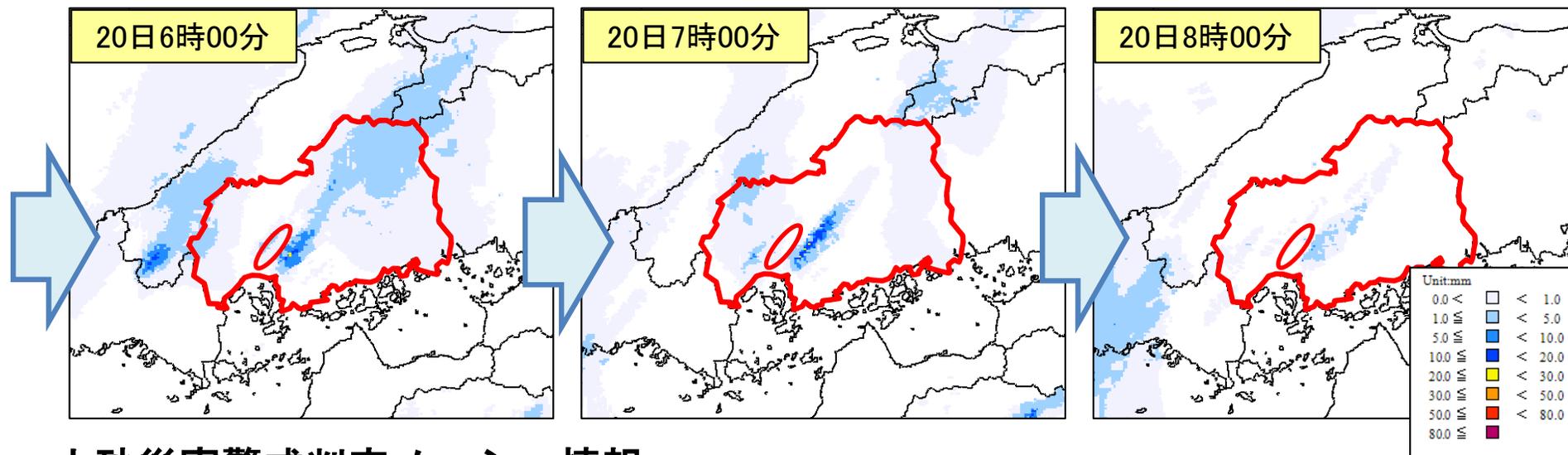
土砂災害警戒判定メッシュ情報



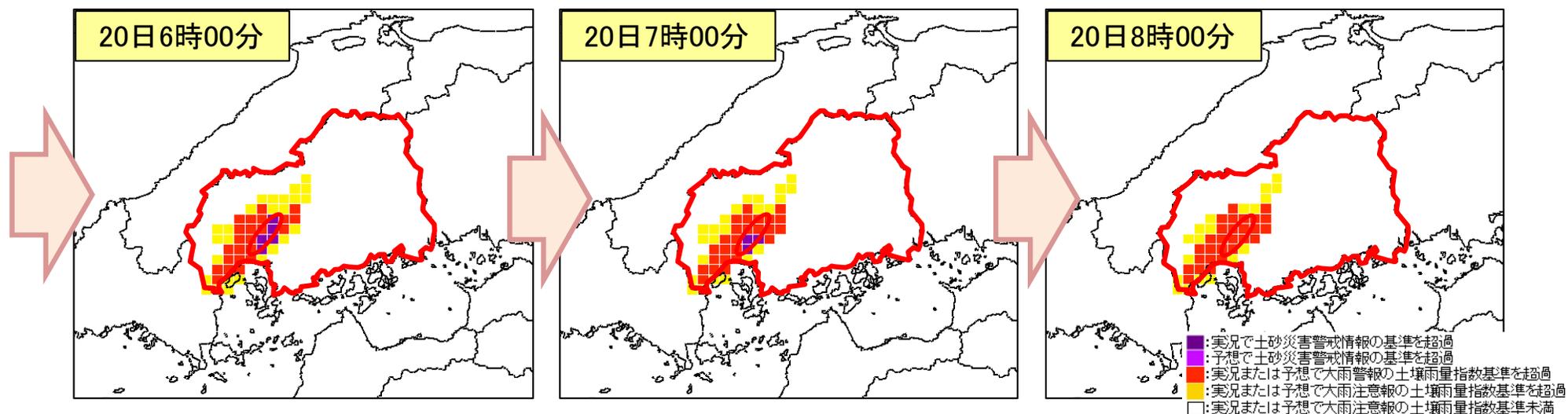
※気象庁の資料を基に内閣府が作成

平成26年8月20日の広島県の大雨

解析雨量画像

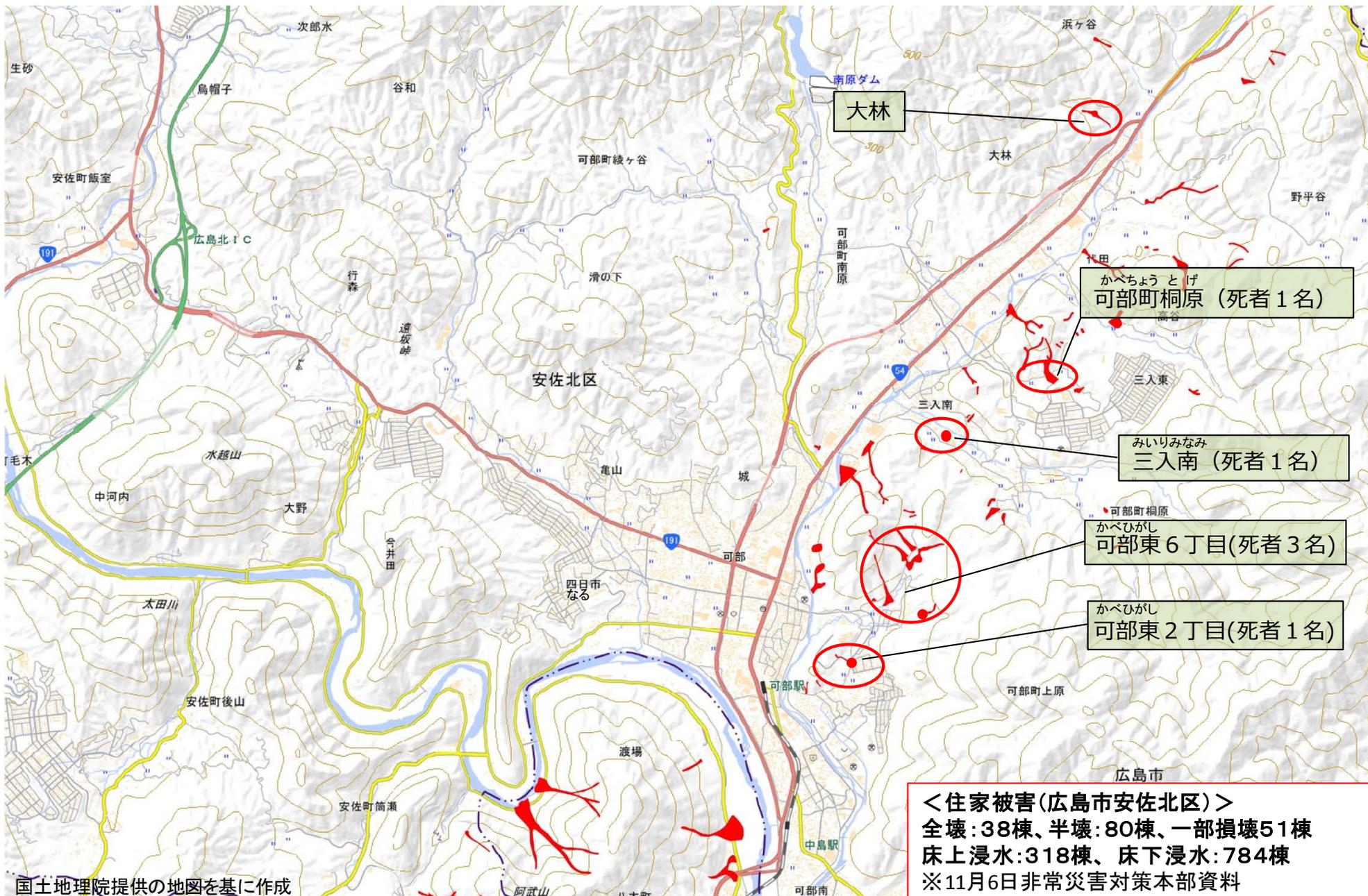


土砂災害警戒判定メッシュ情報



※気象庁の資料を基に内閣府が作成

平成26年8月20日 広島土砂災害 被災箇所(広島市安佐北区)



＜住家被害(広島市安佐北区)＞
全壊:38棟、半壊:80棟、一部損壊51棟
床上浸水:318棟、床下浸水:784棟
※11月6日非常災害対策本部資料

広島土砂災害 被災箇所（八木・緑井地区） 1/2

地理院地図
GSI Maps

※白枠は9月5日時点の避難勧告エリア



広島土砂災害 被災箇所（八木・緑井地区） 2/2

※白枠は9月5日時点の避難勧告エリア

地理院地図
GSI Maps



広島土砂災害 被害状況(八木3丁目付近)

八木3丁目七軒屋第二踏切付近(8月22日撮影)



八木3丁目県営住宅付近(8月22日撮影)

八木3丁目県営住宅付近(8月22日撮影)



八木3丁目レジデンス梅林付近八木用水(9月2日撮影)

広島土砂災害 被災状況(緑井地区、八木8丁目地区付近)



平成26年8月20日 広島土砂災害 政府の対応等

8月20日（水）	03:00～03:30頃 発災 04:15 安佐北区の一部に避難勧告 06:30 広島県知事から自衛隊に災害派遣要請 13:40 政府現地対策室設置	03:30 広島市災害対策本部設置 04:30 安佐南区の一部に避難勧告 06:40 警察 広域緊急援助隊派遣指示 政府調査団（20日～21日、古屋大臣） 災害救助法、被災者生活再建支援法の適用決定
8月21日（木）	罹災証明交付開始	ヘリにより上空から山腹崩壊の発生状況を調査（林野庁）
8月22日（金）	09:00 非常災害対策本部設置（本部長：古屋大臣） ボランティアセンター開設（安佐南区地域福祉センター、安佐北区総合福祉センター）	14:00 政府現地対策本部設置（本部長：西村副大臣） DPAT（災害派遣精神医療チーム）現地入り
8月24日（日）	公営住宅入居募集受付開始	
8月25日（月）	安倍総理が現地視察	政府現地対策本部に「被災者支援チーム」を設置 行方不明者28名の氏名公表
8月26日（火）	国・県・市による応急復旧連絡会議発足、現地調査実施	国交省による市道等の土砂撤去開始 水路等の土砂撤去を開始（林野庁）
8月30日（土）	国交省TecForceによる土砂災害危険個所の1次点検結果公表	
8月31日（日）	安佐北区全域、安佐南区山本・長東西の避難勧告解除	
9月1日（月）	JR可部線開通	避難所となっていた小学校8校について梅林小学校を除いて再開
9月2日（火）	安佐南区八木・緑井地区について一部を除き避難勧告解除	
9月3日（水）	土砂災害法に基づく基礎調査結果公表（広島県）	
9月5日（金）	激甚災害指定、閣議決定	広島市災害関連補正予算決定 応急復旧計画公表（応急復旧連絡会議）
9月7日（日）	応急復旧計画等、地域説明会 開催	
9月8日（月）	梅林小学校再開	
9月9日（火）	政府現地対策本部を政府現地連絡調整室に改組	
9月10日（水）	行方不明者の一斉捜索	
9月11日（木）	自衛隊災害派遣終了	広島市、8.20豪雨災害における避難対策等検証部会 開催

警察・消防・自衛隊により

2000
～
3500
人規模で捜索活動実施

広島土砂災害 応急復旧の進捗状況

1. 人的・物的被害の状況

- 死亡 74 人（全員の身元判明）、行方不明 0 人
- 全壊 174 戸、半壊 187 戸

2. 避難勧告等の解除

- 11月20日（木）17:00 避難勧告を全て解除
→安佐南区八木八丁目 31、32 番街区（16 世帯 42 人）の避難勧告を解除。

《避難勧告の解除履歴》

- 【安佐北区】8月31日 8:00 全て解除。
- 【安佐南区】山本・長東西；8月31日 16:30 解除。
梅林・八木・緑井；9月2日 11:30、9日 16:00、19日 15:00、
25日 15:00、10月1日 15:00、7日 15:00、
17日 15:00 に一部解除。11月20日 17:00 全解除。

3. 土砂撤去・応急復旧の進捗状況

- 9月5日、応急復旧計画公表。（9月7日～12日住民説明会）
→9月16日から住民に対し、応急復旧計画の進捗状況を週2回市が情報提供。
→9月23日から住民を対象に、応急復旧計画等に関する意見交換会を開催。
- 道路（実施箇所）99%（24,832m/全延長24,872m）（10月16日時点）
→9月20日に市道の土砂撤去作業を概ね完了し、同日、市へ引き継ぎ。
→八木8丁目一部地域の土砂撤去作業は、12月下旬完了見込。
- 八木用水の土砂撤去 100%概成（2,950m/全延長2,950m）。（〃）
- 大型土のうの設置 30箇所（30箇所）（〃）

4. 避難所、避難者数（12/1 時点）

- 1 避難所（広島共立病院旧病棟）に、2 世帯 5 人
（民間賃貸住宅等への転居を検討中の世帯について、市が随時個別相談対応中）

5. 住宅確保の状況（12/1 時点）

- ① 県営・市営住宅、国家公務員宿舎等 891 戸確保 →327 戸入居決定済み
- ② 民間賃貸住宅の借上げ提供 計約 5,900 戸 →申込み 97 件

6. 支援金・義援金等の受付（11/20 時点）

- 被災者生活再建支援金；全壊世帯等に最大 300 万円。申請 229 件
- 災害弔慰金；生計維持者の死亡 500 万円、それ以外の死亡 250 万円。申請 67 件。
- 広島県・広島市見舞金；全壊世帯に県・市各 30 万円等。申請 1,066 件（県・市計）
- 義援金（第 1 次）；10 万円。9 月 12 日から受付開始；申請 3,023 件（10/20 時点）
- 義援金（第 2 次）；被害状況に応じて傾斜配分予定（最大 500 万円）。
11 月 17 日より受付開始（第 1 次配分申請者の申請は不要）

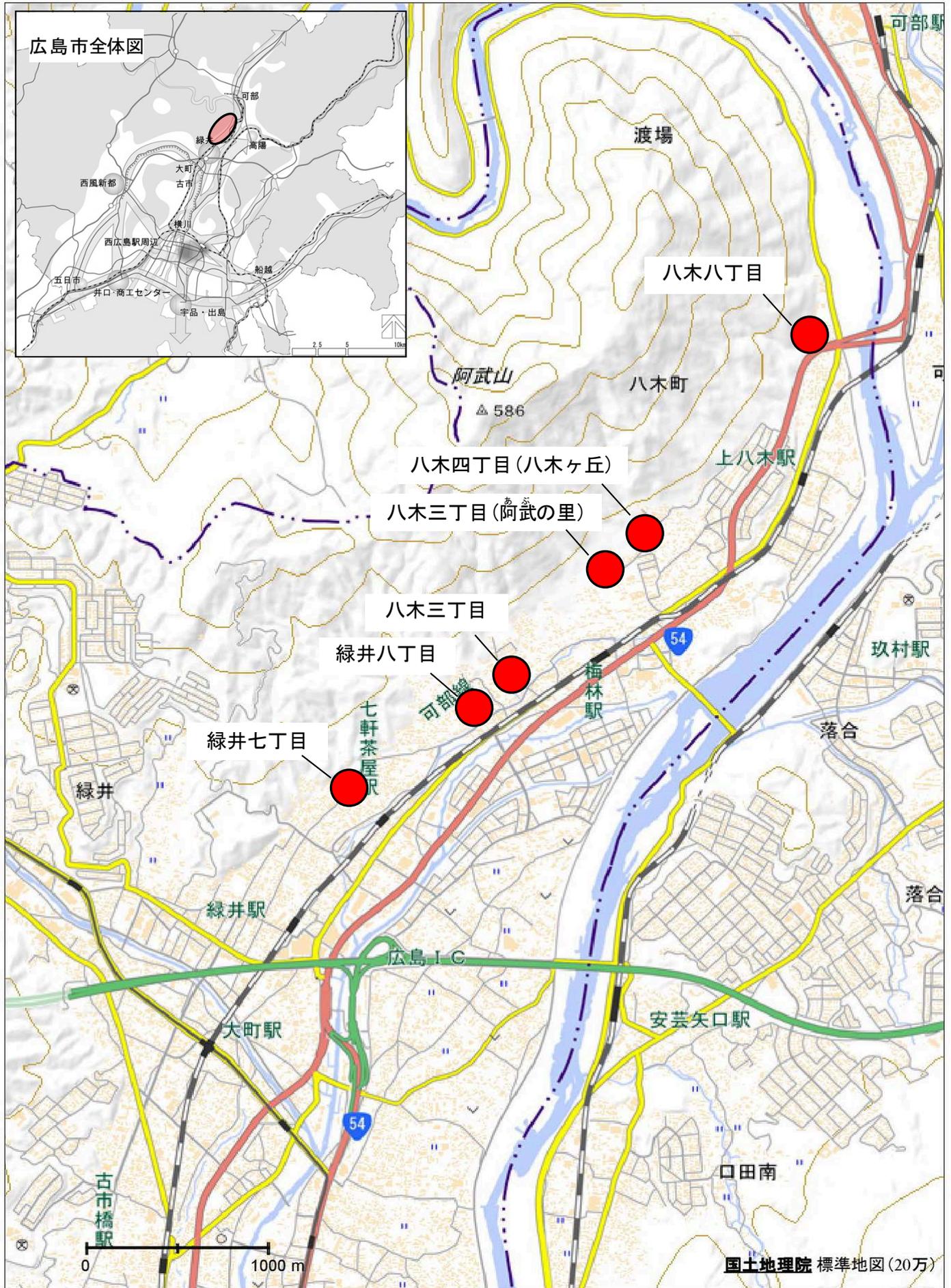
7. ボランティア（11/30 時点）

- 延べ 43,390 人（8/23～11/30）
《月別内訳》8 月：15,801 人、9 月：25,878 人、10 月以降：1,711 人

8. 市の避難対策等の検証

- 9月11日（木）「8.20 豪雨災害における避難対策等検証部会（第 1 回）」開催。
※以降 4 回開催（10/11（第 2 回）、10/29（第 3 回）、11/7 日（第 4 回）、11/23（第 5 回））
- 11月13日（木）、検証部会より市へ中間報告提出。

安佐南区八木・緑井地区 被災箇所位置図



八木八丁目

被災直後 (平成26年8月23日)



復旧状況 (平成26年10月10日)



八木四丁目（八木ヶ丘）

被災直後（平成26年8月23日）



復旧状況（平成26年10月10日）



八木三丁目（阿武の里） 写真①

被災直後（平成26年8月23日）



復旧状況（平成26年10月10日）



八木三丁目

被災直後 (平成26年8月23日)



復旧状況 (平成26年10月10日)



緑井八丁目

被災直後 (平成26年8月23日)



復旧状況 (平成26年10月10日)



緑井七丁目

被災直後（平成26年8月23日）



復旧状況（平成26年10月10日）



安佐北区可部東六丁目地区 被災箇所位置図(写真)



可部東六丁目 15 番 写真①

被災直後（平成 26 年 8 月 27 日）



復旧状況（平成 26 年 10 月 10 日）



可部東六丁目 20 番 写真②

被災直後（平成 26 年 8 月 22 日）



復旧状況（平成 26 年 10 月 10 日）



可部東六丁目 17 番 写真③

被災直後（平成 26 年 8 月 22 日）



復旧状況（平成 26 年 10 月 10 日）



平成26年8月20日豪雨に係る公共土木施設災害査定実施状況

(単位:百万円)

	河川		道路		橋りょう		下水道		公園		合計		備考
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
全市	88	1,966	58	876	4	35	7	121	4	38	161	3,036	
西区	-	-	2	60	-	-	1	9	-	-	3	69	
安佐南区	5	59	21	345	-	-	5	104	2	17	33	525	
安佐北区	83	1,907	33	462	4	35	1	8	2	21	123	2,433	
佐伯区	-	-	2	9	-	-	-	-	-	-	2	9	

(単位:百万円)

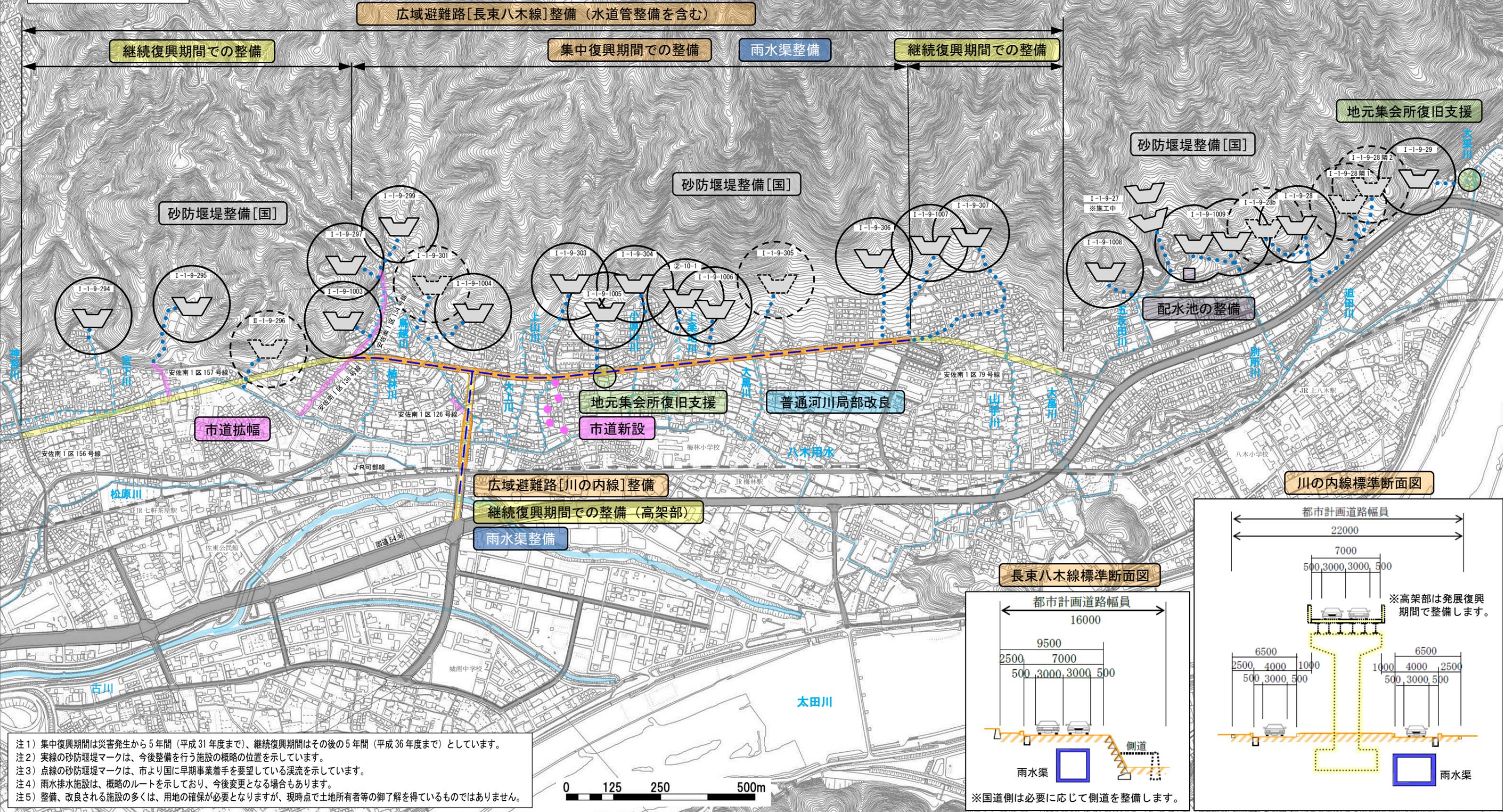
	河川		道路		橋りょう		下水道		公園		合計		備考
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
第1次災害査定	5	63	23	216	-	-	1	50	-	-	29	329	10月28日～10月31日
第2次災害査定	14	99	8	52	-	-	2	25	-	-	24	176	11月11日～11月14日
計	19	162	31	268	-	-	3	75	-	-	53	505	
実施率	22%	8%	53%	31%	0%	0%	43%	62%	0%	0%	33%	17%	
第3次災害査定	11	150	7	89	1	3	3	43	-	-	22	285	11月18日～11月21日予定
都市災害査定	-	-	-	-	-	-	-	-	4	38	4	38	11月27日～11月28日予定
第4次災害査定以降	58	1,654	20	519	3	32	1	3	-	-	82	2,208	12月2日～12月19日予定
総計	88	1,966	58	876	4	35	7	121	4	38	161	3,036	

復興まちづくり概要図（八木・緑井地区）

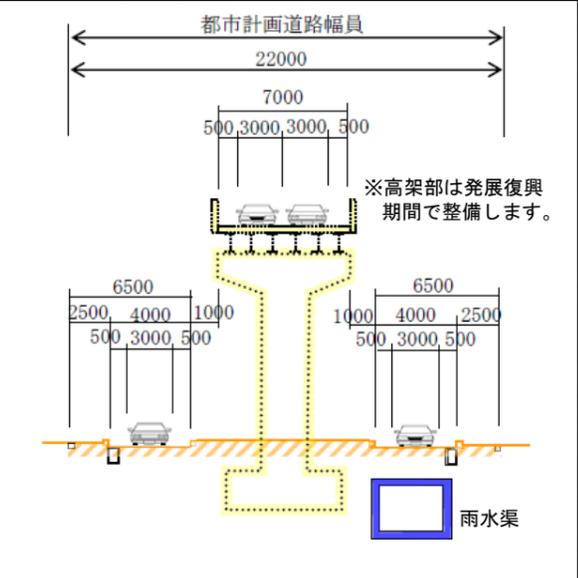
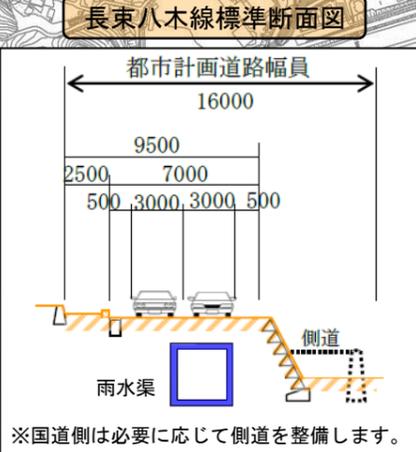
- ・砂防堰堤の整備を緊急に実施することで、早期に地域の基本的な安全性を確保します。
- ・広域避難路となる都市計画道路と豪雨時の水を処理する雨水渠を同時に整備することで、安全性をさらに向上させます。
- ・公共交通機関や生活利便施設への良好なアクセスを活かした、活力のあるまちづくりを進めます。

【凡例】

- 砂防堰堤[国]
- 砂防堰堤[国]市からの要望
- 雨水排水施設整備
- 雨水渠整備
- 普通河川局部改良

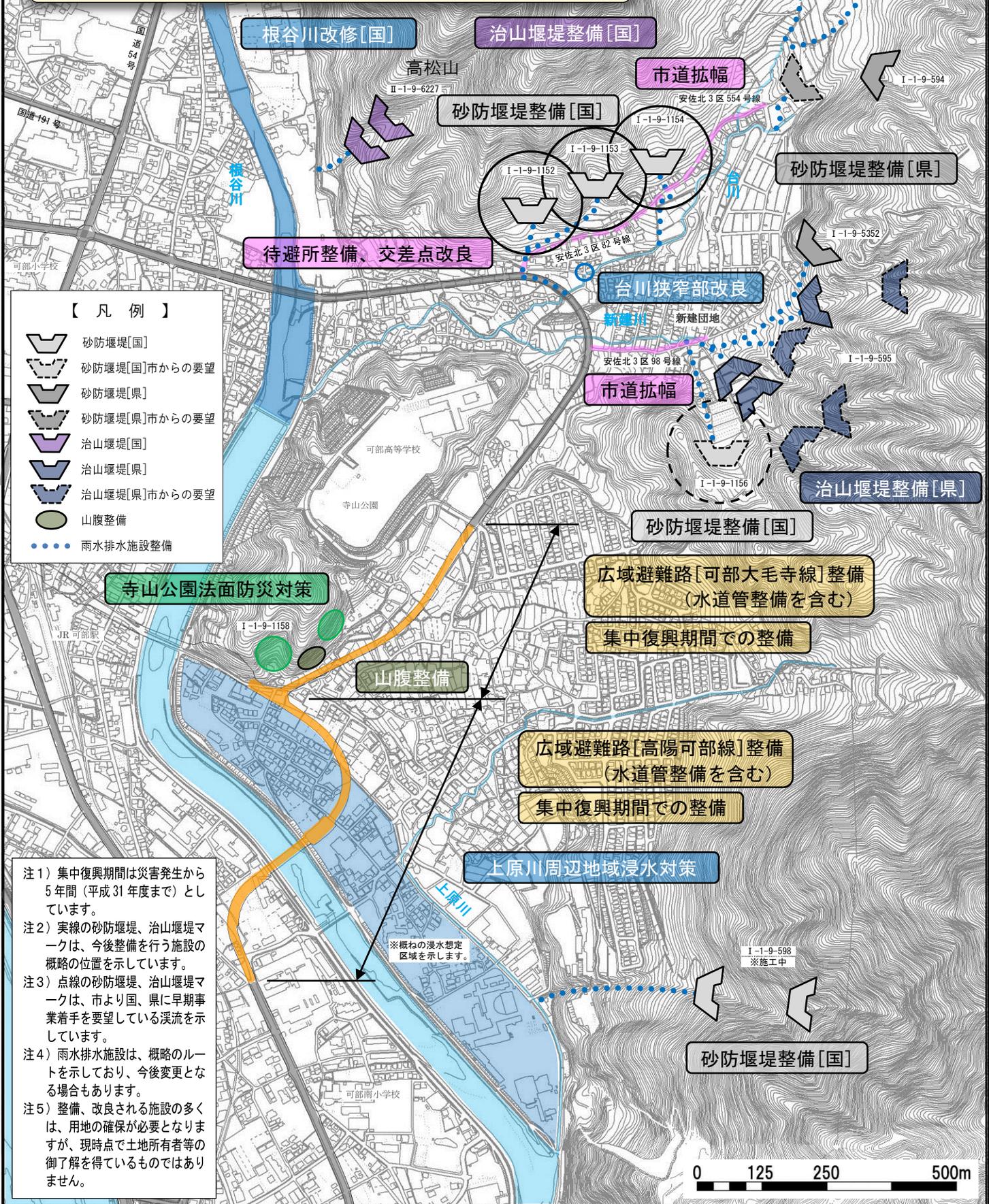


注1) 集中復興期間は災害発生から5年間（平成31年度まで）、継続復興期間はその後の5年間（平成36年度まで）としています。
 注2) 実線の砂防堰堤マークは、今後整備を行う施設の概略の位置を示しています。
 注3) 点線の砂防堰堤マークは、市より国に早期事業着手を要望している漂流を示しています。
 注4) 雨水排水施設は、概略のルートを示しており、今後変更となる場合もあります。
 注5) 整備、改良される施設の多くは、用地の確保が必要となりますが、現時点で土地所有者等の御了解を得ているものではありません。



復興まちづくり概要図（可部東地区）

- ・砂防堰堤等の整備を緊急に実施することで、早期に地域の基本的な安全性を確保します。
- ・広域避難路となる都市計画道路の延伸整備をすることで、安全性をさらに向上させます。
- ・地域拠点である可部、高陽両地区へのアクセスを活かした、住みやすいまちづくりを進めます。



【凡例】

- 砂防堰堤[国]
- 砂防堰堤[国]市からの要望
- 砂防堰堤[県]
- 砂防堰堤[県]市からの要望
- 治山堰堤[国]
- 治山堰堤[県]
- 治山堰堤[県]市からの要望
- 山腹整備
- 雨水排水施設整備

注1) 集中復興期間は災害発生から5年間（平成31年度まで）としています。

注2) 実線の砂防堰堤、治山堰堤マークは、今後整備を行う施設の概略の位置を示しています。

注3) 点線の砂防堰堤、治山堰堤マークは、市より国、県に早期事業着手を要望している溪流を示しています。

注4) 雨水排水施設は、概略のルートを示しており、今後変更となる場合もあります。

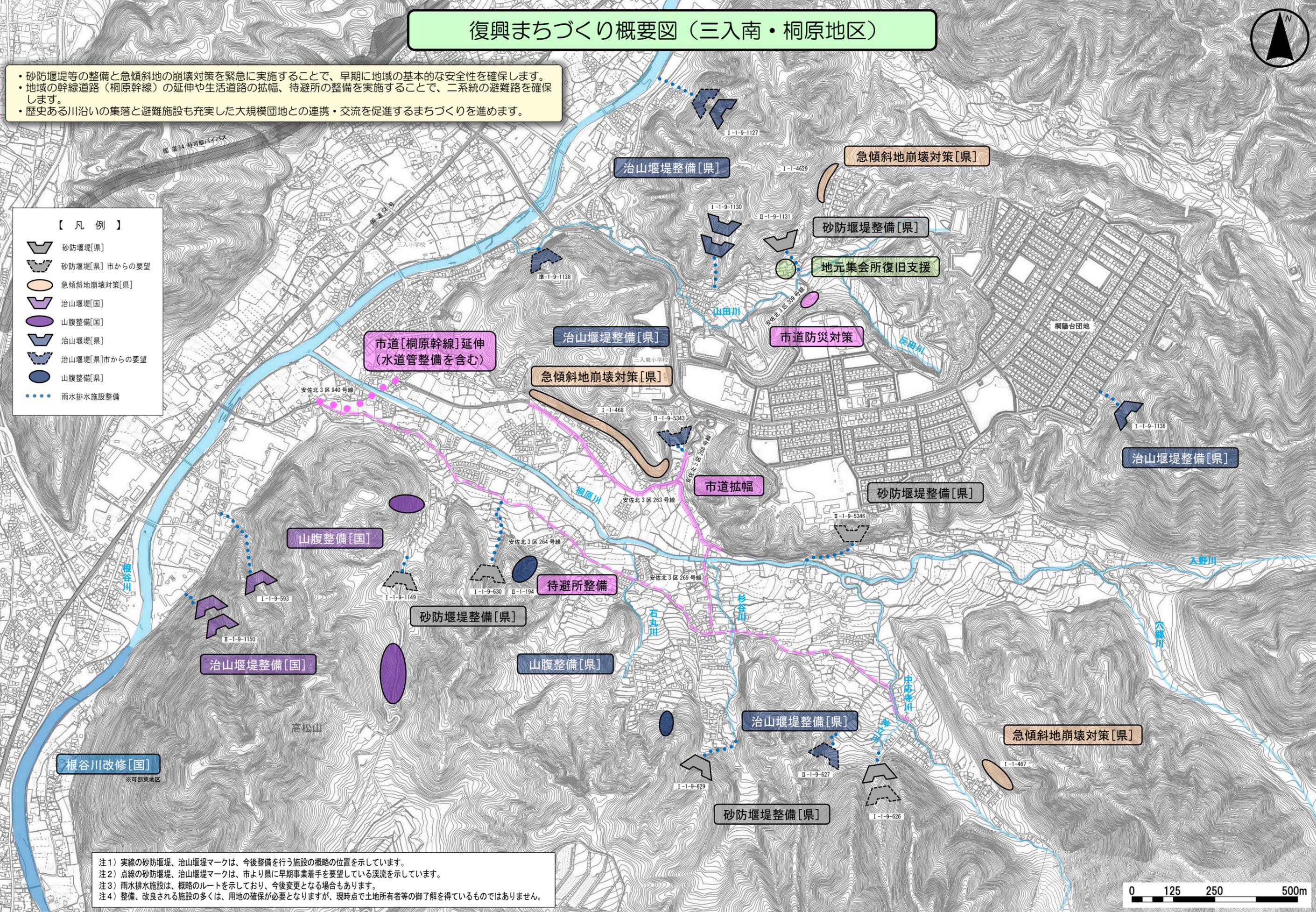
注5) 整備、改良される施設の多くは、用地の確保が必要となりますが、現時点で土地所有者等の御了解を得ているものではありません。

復興まちづくり概要図（三入南・桐原地区）



・砂防堰堤等の整備と急傾斜地の崩壊対策を緊急に実施することで、早期に地域の基本的な安全性を確保します。
 ・地域の幹線道路（桐原幹線）の延伸や生活道路の拡幅、待避所の整備を実施することで、二系統の避難路を確保します。
 ・歴史ある川沿いの集落と避難施設も充実した大規模団地との連携・交流を促進するまちづくりを進めます。

- 【凡例】
- 砂防堰堤[県]
 - 砂防堰堤[県] 市からの要望
 - 急傾斜地崩壊対策[県]
 - 治山堰堤[国]
 - 山腹整備[国]
 - 治山堰堤[県]
 - 治山堰堤[県]市からの要望
 - 山腹整備[県]
 - 雨水排水施設整備



注1) 実線の砂防堰堤、治山堰堤マークは、今後整備を行う施設の概略の位置を示しています。
 注2) 点線の砂防堰堤、治山堰堤マークは、市より県に早期事業着手を要望している溪流を示しています。
 注3) 雨水排水施設は、概略のルートを示しており、今後変更となる場合があります。
 注4) 整備、改良される施設の多くは、用地の確保が必要となりますが、現時点で土地所有者等の御了解を得ているものではありません。

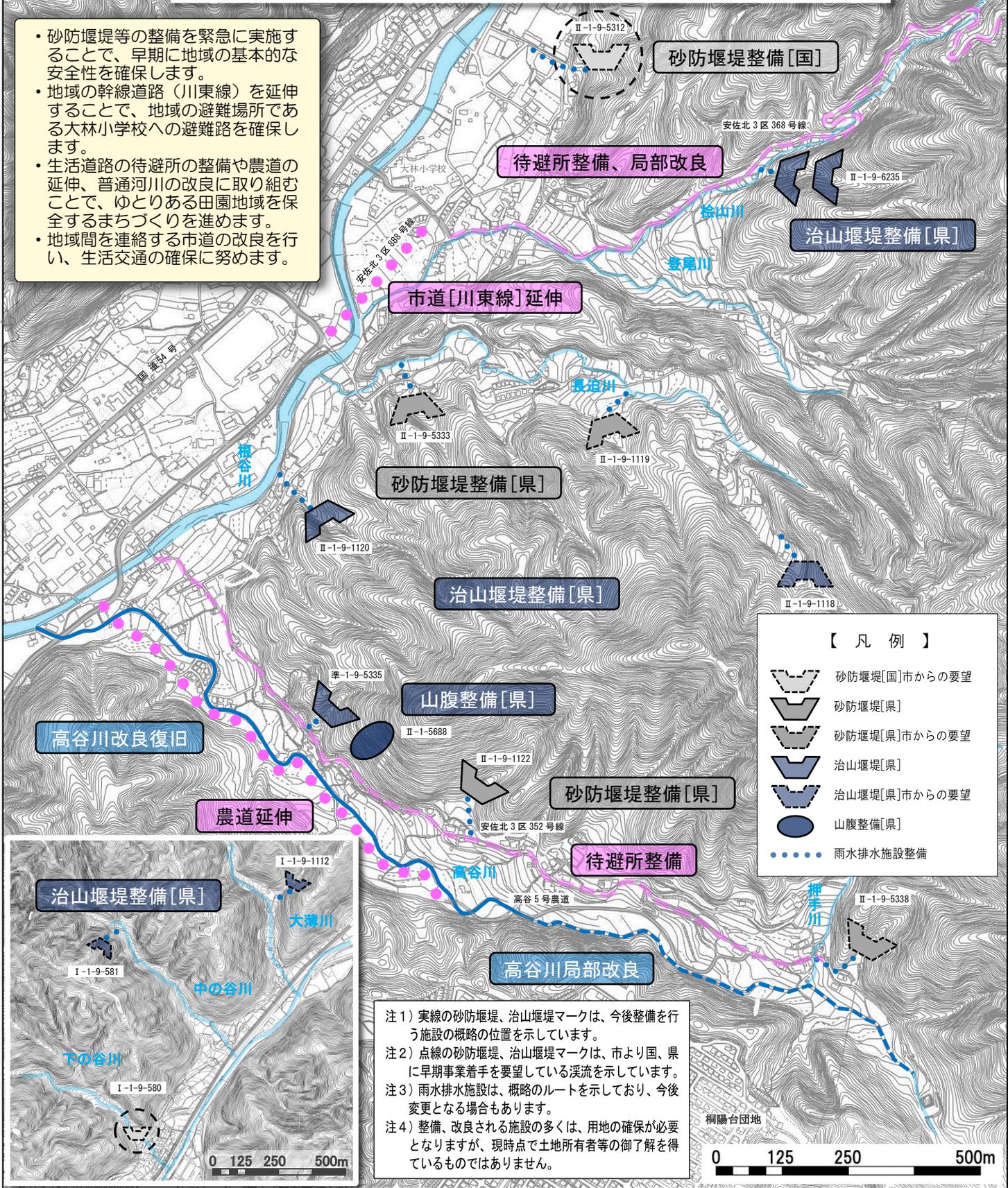
復興まちづくり概要図（大林地区）



砂防堰堤整備[国]

下図参照

- ・砂防堰堤等の整備を緊急に実施することで、早期に地域の基本的な安全性を確保します。
- ・地域の幹線道路（川東線）を延伸することで、地域の避難場所である大林小学校への避難路を確保します。
- ・生活道路の待避所の整備や農道の延伸、普通河川の改良に取り組むことで、ゆとりある田園地域を保全するまちづくりを進めます。
- ・地域間を連絡する市道の改良を行い、生活交通の確保に努めます。



市道[川東線]延伸

砂防堰堤整備[国]

待避所整備、局部改良

治山堰堤整備[県]

砂防堰堤整備[県]

治山堰堤整備[県]

山腹整備[県]

高谷川改良復旧

農道延伸

砂防堰堤整備[県]

待避所整備

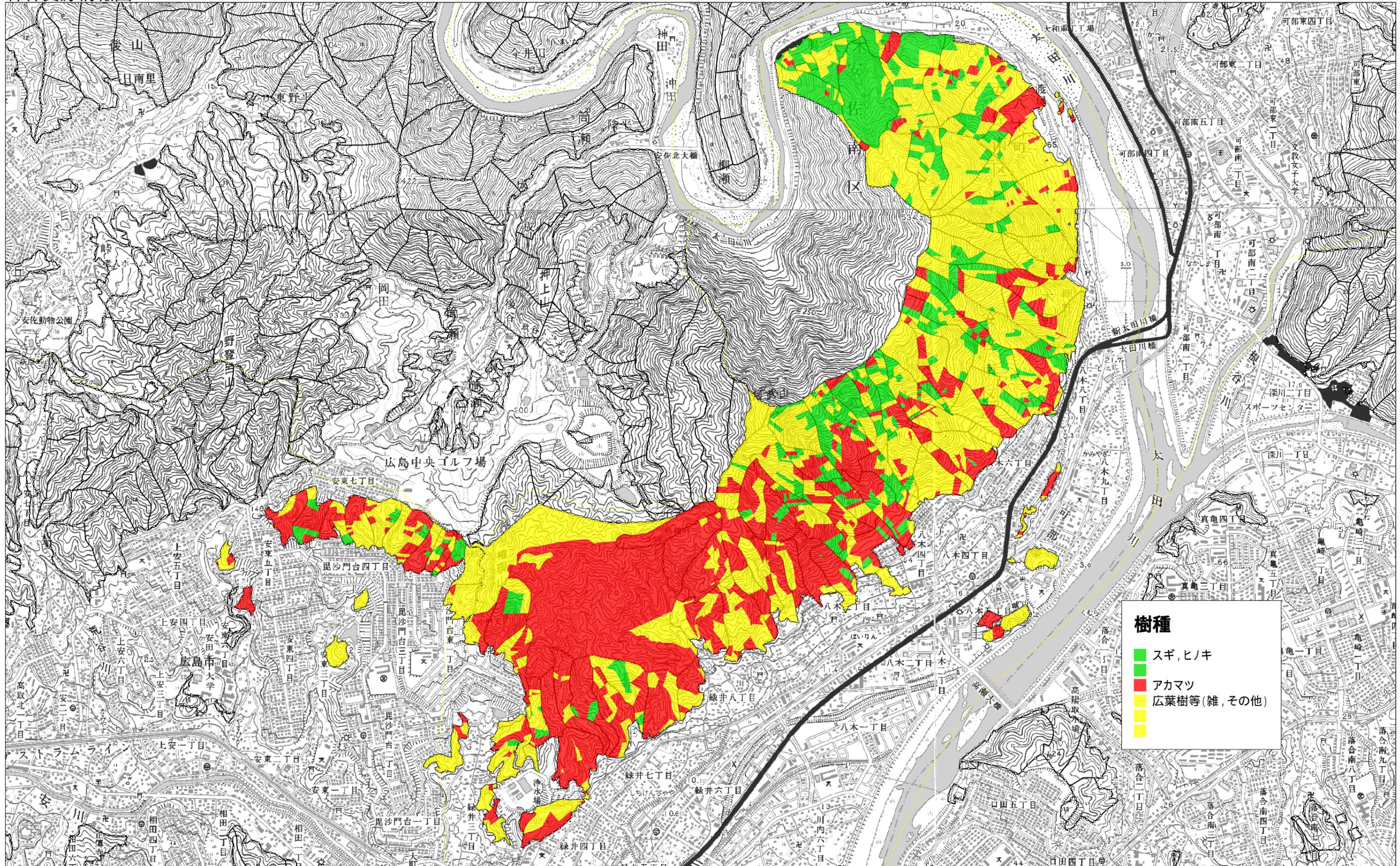
高谷川局部改良

【凡例】

- 砂防堰堤[国]市からの要望
- 砂防堰堤[県]
- 砂防堰堤[県]市からの要望
- 治山堰堤[県]
- 治山堰堤[県]市からの要望
- 山腹整備[県]
- 雨水排水施設整備

- 注1) 実線の砂防堰堤、治山堰堤マークは、今後整備を行う施設の概略の位置を示しています。
- 注2) 点線の砂防堰堤、治山堰堤マークは、市より国、県に早期事業着手を要望している漂流を示しています。
- 注3) 雨水排水施設は、概略のルートを示しており、今後変更となる場合もあります。
- 注4) 整備、改良される施設の多くは、用地の確保が必要となりますが、現時点で土地所有者等の御了解を得ているものではありません。



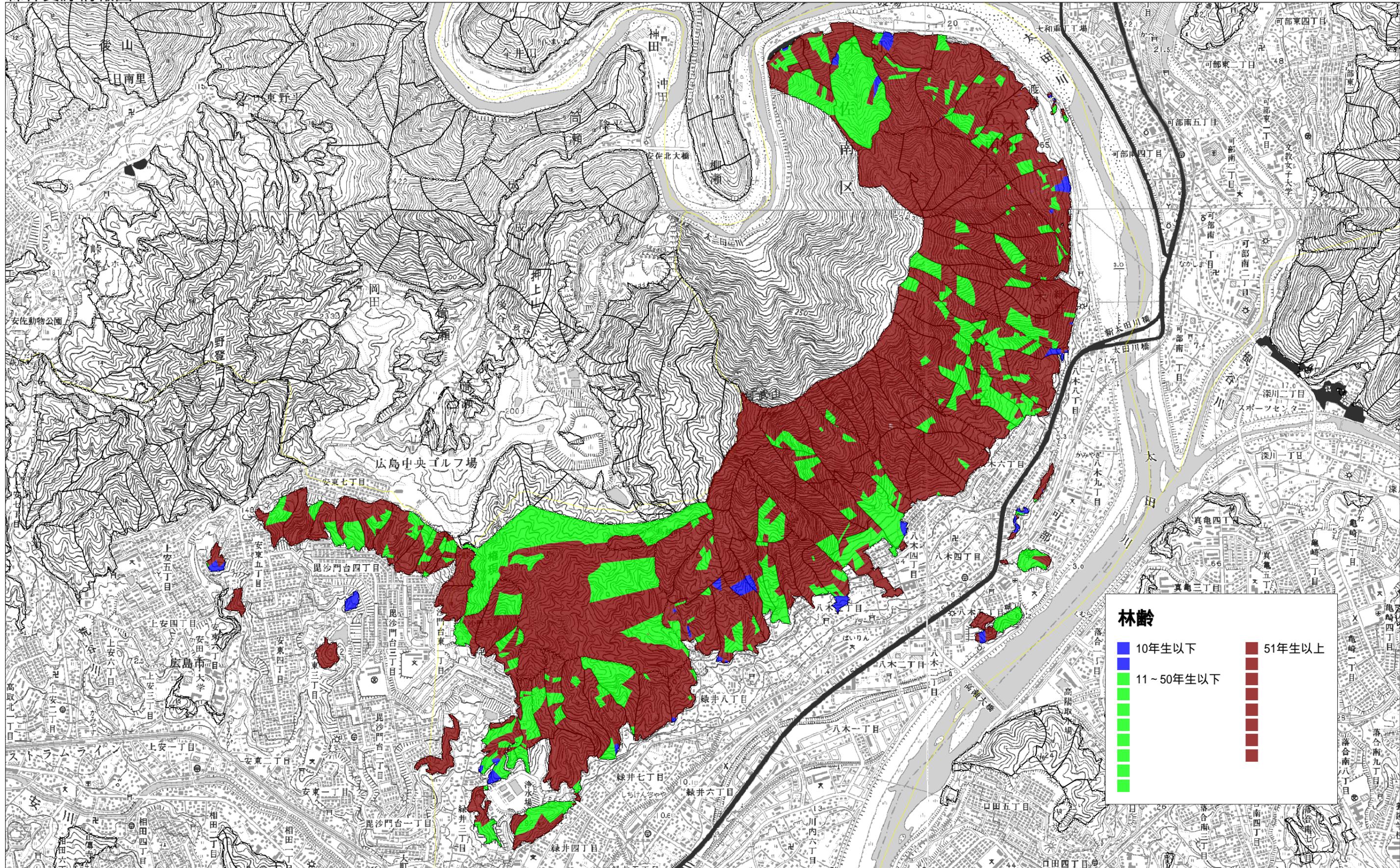


樹種

- スギ, ヒノキ
- アカマツ
- 広葉樹等(雑, その他)
-

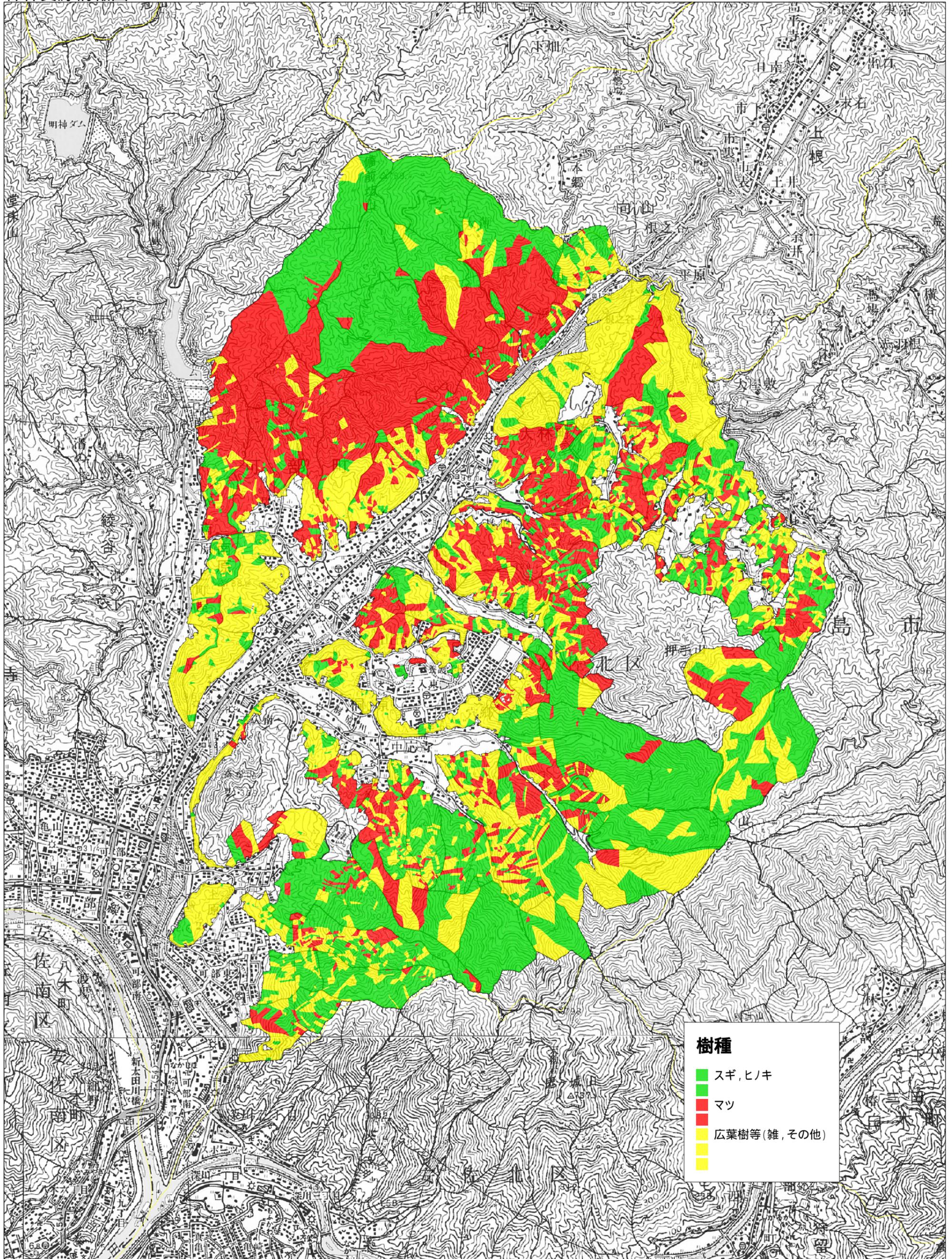
この地図は、福山市長の承認を得て、同市発行の1/25,000の地形図を使用し調整したものです。(承認番号 平25 福都第348号)
 この地図は、府中市長の承認を得て、同市発行の都市計画図を使用し、調整したものです。(承認番号 平成25年11月12日指令府監第34号)
 この資料は、世羅町長の承認を得て、同町管内図データを使用したものである。(承認番号)平成25年11月8日 世企第146号)
 この地図は、三原市長の承認を得て、同市発行の1/2,500都市計画図を使用し、調整したものです。(承認番号)三都計第413号)
 この地図は、竹原市長の承認を得て、同市発行の1/2,500都市計画図を使用し、調整したものです。(承認番号)竹都第183号)
 この地図は測量法第44条第3項により東広島市長の承認を得て、東広島市地形図を調整したものです(平成25年度 東広建管第2637号)

この資料は、森林計画樹立の基礎資料として間接調査法により作成したもので実測・現況確認等は行っていないので、訴訟・課税・売買及び評価等の資料としては不適当です。
 また、森林の所在、土地に関する諸権利、保安林等の土地利用規制区域などを証明するものではありません。



この地図は、福山市長の承認を得て、同市発行の1/25,000の地形図を使用し、調整したものです。(承認番号 平25 福第348号)
 この地図は、府市長の承認を得て、同市発行の都市計画図を使用し、調整したものです。(承認番号 平成25年11月12日指令府監第34号)
 この資料は、世羅町長の承認を得て、同町管内図データを使用したものである。(承認番号)平成25年11月8日 世企第146号
 この地図は、三原市長の承認を得て、同市発行の1/2,500都市計画図を使用し、調整したものです。(承認番号)三都計第413号
 この地図は、竹原市長の承認を得て、同市発行の1/2,500都市計画図を使用し、調整したものです。(承認番号)竹第183号
 この地図は測量法第44条第3項により東広島市長の承認を得て、東広島市地形図を調整したものです(平成25年度 東広建管第2637号)

この資料は、森林計画樹立の基礎資料として間接調査法により作成したもので実測・現況確認等は行っていないので、訴訟・課税・売買及び評価等の資料としては不適当です。
 また、森林の所在、土地に関する諸権利、保安林等の土地利用規制区域などを証明するものではありません。

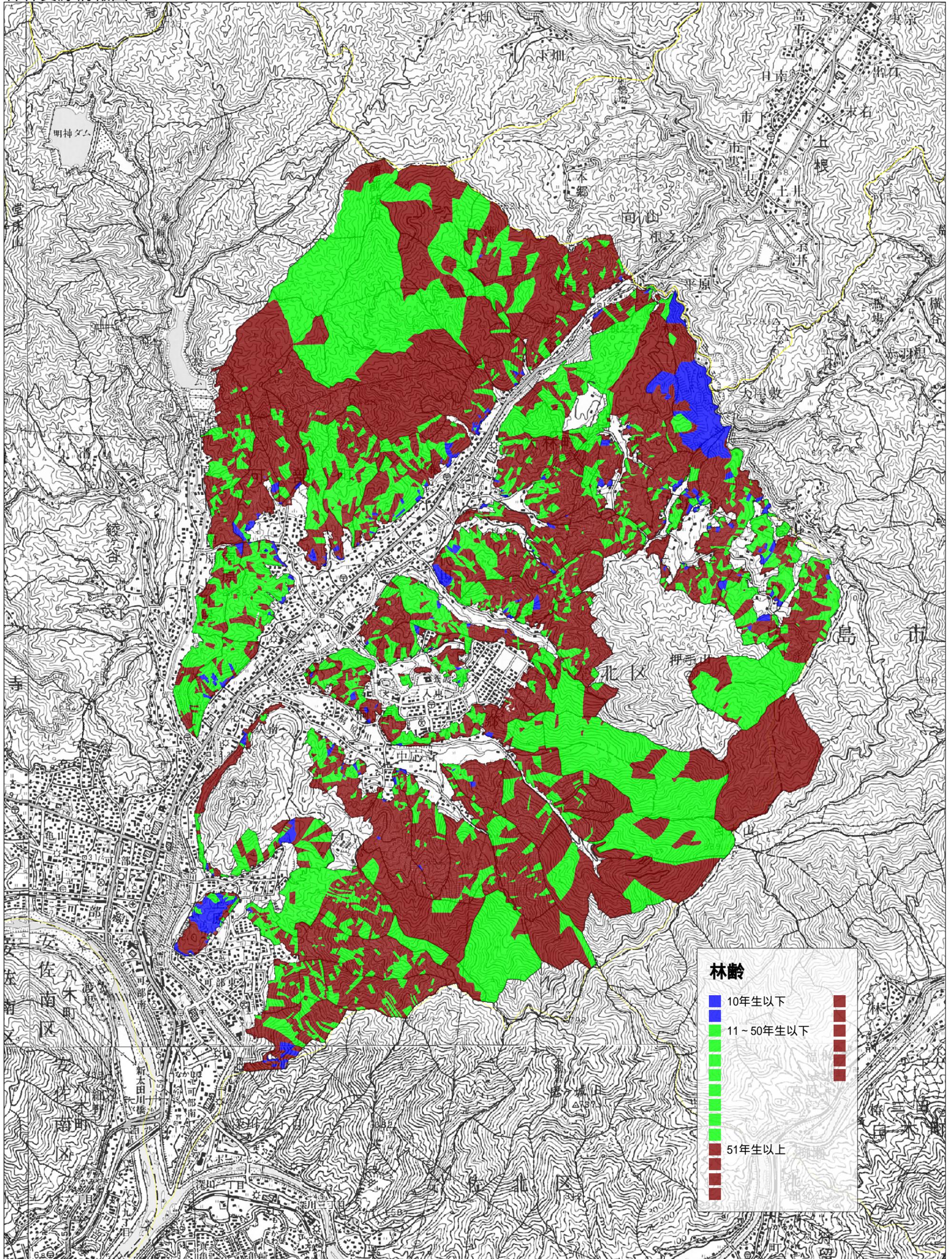


樹種

- スギ、ヒノキ
- マツ
- 広葉樹等(雑, その他)
-

この地図は、福山市長の承認を得て、同市発行の1/25,000地形図を使用し調整したものです。(承認番号 平25-福都第348号)
 この地図は、府市長の承認を得て、同市発行の都市計画図を使用し、調整したものです。(承認番号 平成25年11月12日指令府監第34号)
 この資料は、世羅町長の承認を得て、同町管内図データを使用したものである。(承認番号)平成25年11月8日 世企第146号)
 この地図は、三原市長の承認を得て、同市発行の1/2,500都市計画図を使用し、調整したものである。(承認番号)三都計第413号)
 この地図は、竹原市長の承認を得て、同市発行の1/2,500都市計画図を使用し、調整したものである。(承認番号)竹都第183号)
 この地図は測量法第44条第3項により東広島市長の承認を得て、東広島市地形図を調整したものです(平成25年度 東広建管第2637号)

この資料は、森林計画樹立の基礎資料として間接調査法により作成したもので実測・現況確認等は行っていないので、訴訟・課税・売買及び評価等の資料としては不適当です。
 また、森林の所在、土地に関する諸権利、保安林等の土地利用規制区域などを証明するものではありません。



この地図は、福山市長の承認を得て、同市発行の1/25,000地形図を使用し調整したものです。(承認番号 平25 福都第348号)
 この地図は、府中市長の承認を得て、同市発行の都市計画図を使用し調整したものです。(承認番号 平成25年11月12日指令府監第34号)
 この資料は、世羅町長の承認を得て、同町管内図データを使用したものです。(承認番号)平成25年11月8日 世企第146号)
 この地図は、三原市長の承認を得て、同市発行の1/2,500都市計画図を使用し調整したものです。(承認番号)三都計第413号)
 この地図は、竹原市長の承認を得て、同市発行の1/2,500都市計画図を使用し調整したものです。(承認番号)竹都第183号)
 この地図は測量法第44条第3項により東広島市長の承認を得て、東広島市地形図を調整したものです(平成25年度 東広建管第2637号)

この資料は、森林計画樹立の基礎資料として間接調査法により作成したもので実測・現況確認等は行っていないので、訴訟・課税・売買及び評価等の資料としては不適当です。
 また、森林の所在、土地に関する諸権利、保安林等の土地利用規制区域などを証明するものではありません。

広島市「8.20 豪雨災害における避難対策等検証部会 中間報告」における
主な論点

[市の情報収集]

- F A Xに加えメールを活用するなど、情報入手方法の多様化
- 雨量情報をチェックする間隔の短縮（例えば10分）
- 気象台とのホットラインの活用

[避難勧告の判断]

- 市長、区長、消防局長、消防署長が避難勧告を発令できることとなっており、柔軟に対応できるという見方もある一方で、責任の所在があいまいになっていた

[情報伝達]

- 市からの情報発信内容（避難準備情報）の一層の周知
- 全市的な情報を伝達している緊急速報メールを、避難勧告の伝達に活用
- サイレンの活用

[市の体制]

- 区役所の情報収集・判断体制の早期立ち上げ
- 災害通報の電話が殺到することへの対応

[避難者の収容]

- 避難勧告の発令を避難所の開設と切り離して考えることが必要